

フリガナ

氏名 多田 蔗 弘  
学位 博士 (法学)  
学位記番号 新大院博 (法) 第15号  
学位授与の日付 平成19年3月22日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
博士論文名 未決拘禁者の人権と法的地位  
—あるべき法的地位を求めて—

論文審査委員 主査 教授 本間 一也  
副査 教授 鯉越 溢弘  
副査 教授 山下 威士

#### 博士論文の要旨

2002年に発生した「名古屋刑務所事件」を契機に、行刑運営のあり方が再検討され、2005年に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（翌年に一部改正法）が制定された（「以下、「新法」という。）。しかし、新法は、1908年に制定された監獄法を改正し既決囚の処遇方法に一定の改良を施したが、未決拘禁者の処遇方法に関しては、旧法と比較して、現状に大きな変更を加えるものではなかった。特に、新法が、自白の強要や冤罪の温床であるとして従来から問題視されてきた「代用監獄」の存在を肯定している点には大きな問題がある。被疑者を代用監獄に勾留し、自白を迫る捜査方法を前提とする現在の刑事手続の運用の実態は、未決拘禁者の人身の自由を不当に制限する点で適正なものではない。現行法制度も、未決拘禁者の権利保障という点で不備があり未決拘禁者の法的地位を十分に保障していない。適正な刑事手続を実現するためには、未決拘禁者の「あるべき法的地位」を確立し、それを十分に保障する必要がある。

本論文は、以上のような問題意識から、刑事訴訟法の基本原則に基づいて未決拘禁者の「あるべき法的地位」を明らかにした上で、現在の刑事手続の運用に対して各種の現実的な改善策を提示するとともに、現行法制度の不備を指摘して立法論的提言を行おうとするものである。

本論文は、序章、第1章「無罪推定と身柄拘束の代替制度」、第2章「外部交通と取調べ」、第3章「監獄法の成立と改正」、第4章「未決拘禁者のあるべき法的地位を求めて—私見」、終章「総括と今後の展望」から構成されている。

序章では、上記問題意識のもとに研究テーマと研究方法を提示する。次いで、第1章では、捜査機関が未決拘禁者の身柄を確保し、代用監獄に留置して自白を迫る「人質司法」と呼ばれる現在の

捜査実務の背景には、勾留する必要のない者を不当に勾留するとともに保釈を容易に認めないという運用上の問題が存在するという観点から、実務の現状を批判的に考察する。第2章では、未決拘禁者の法的地位が十分に保障されていない現状を、接見・外部交通と取調べを中心に分析し、未決拘禁者と弁護人との接見・外部交通は、防御権の行使という点できわめて重要であるにもかかわらず、現状では、著しく制限されていることを指摘するとともに、接見交通権の制限事由を広く肯定している現行刑事訴訟法の改正案を提示する。次いで、第3章は、「代用監獄」を認めた監獄法の成立史を跡づけ、新法の立法過程を検討し、新法が、旧法下で存在した法制度および運用上の問題点を解決するうえでどの程度実効性を有するのかという観点から、新法の内容を具体的に考察することに当てられている。同章では、考察の結論として、新法は、未決拘禁者の法的地位を十分に保障するものではないことが示される。第4章は、本論文の中核をなす部分であり、私見が提示されている。同章では、第一に、現行法における被疑者・被告人の権利を概観した後、被疑者は、従来、訴訟主体としての被告人とは区別されてきたが、被疑者も被告人と同様、訴訟当事者として位置づけられるべきであること、第二に、被疑者・被告人には、現行法上、無罪推定の原則が妥当するものとされているが、同原則は単なる証拠法上の原則ではなく、可能な限り、一般市民と同様に処遇される権利として捉えるべきであることが示され、結論として、被疑者・被告人という未決拘禁者には、訴訟当事者としての地位に基づく防禦権が実質的に保障されなければならないだけでなく、国家刑罰権に基づく身柄の拘束は、厳格かつ適正に行われなければならないことから、未決拘禁者には、「無罪推定の原則に基づき不必要な身柄拘束から解放され、正当な防禦権の確立が保障される地位」が認められなければならない（したがって、身柄の拘束は、公判への不出頭などの高度な合理的・実質的理由がある場合にのみ正当化される）ということが導かれる。さらに、未決拘禁者の上記法的地位を確立するために、現行法制度および運用に対する改善策として、英米諸国で採用されている制度を中心に、勾留の代替措置（Nonmonetary Release, 起訴前保釈）、外部交通の制限撤廃、取調べの適正化、代用監獄の廃止に向けた、新法の改正等について検討を加え、各種の建設的な提言を行っている。なお、同章では、補論として、未決拘禁者に順ずる法的地位を有する死刑確定者の処遇問題と、未決拘禁者の法的地位に及ぼし得る影響が論じられている。最後に、終章として、総括と今後の展望が示される。

#### 審査結果の要旨

本論文は、1907年に制定された監獄法をおよそ1世紀ぶりに改正する形で成立した新法が、旧法下で存在した、未決拘禁者の処遇に関する法制度および運用上の問題点を解決するうえでどの程度実効性を有するのかという観点から新法の内容を具体的に考察したうえで、新法が、未決拘禁者の権利を十分に保障するものではないことを指摘し、未決拘禁者のあるべき法的地位を確立し、適正な刑事手続を実現するために、立法論的な提言および運用上の改善策を提示しようとする意欲的な論文である。

未決拘禁者の処遇をめぐる現行法制度および運用上の問題点に関しては、すでに多くの研究が公表されている。本論文は、代用監獄問題等に関する従来の断片的な研究とは異なり、未決拘禁者の「あるべき法的地位」を刑事訴訟法の基本原則に基づいて基礎づけたうえで、こうした法的地位を確立するための処遇のあり方に関して、具体的事例に基づいて検討を加えた新法の実効性を踏まえて総合的な考察を行っている点で新規性を有するものである。問題意識は鮮明であり、多様な資料を丹念に読み込んで行っている分析や論証にも説得力があり、研究手法、論旨展開も概ね妥当である。また、立法論的な提言および運用上の改善策も具体的で、しかも実現可能性に配慮したものとなっている。

もともと、本論文は、未決拘禁者の「あるべき法的地位」を確立し、適正な刑事手続を実現するために、立法論的な提言および運用上の改善策の検討を行っているが、未決拘禁者として念頭に置いているのが主として被疑者であり、起訴前の捜査段階での刑事手続を中心として考察を行っていることから、未決拘禁者の上記「あるべき法的地位」が刑事手続全体の中でいかなる意味を持つことになるのかは必ずしも明らかではない。しかし、刑事手続において、未決拘禁者の権利保障という点で大きな問題が生ずる段階は、まさに起訴前の捜査段階であることからすれば、この段階に焦点をしばって考察したのも無理からぬところがある。

以上のように、本審査委員は、本論文が、上記のような問題は残るものの、研究テーマ・手法、分析・論証力、結論の妥当性等の観点からして、全体としては、博士（法学）の学位を授与するにふさわしい内容を有していると全員一致で判断した。

以上